

奈良市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり、その計画原案の策定及び調整のため、奈良市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン策定に関する事項について必要な調査検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、前条に掲げる者のうちから、あらかじめ市長がこれを指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了するまでとする。

(オブザーバー)

第6条 委員会は、「奈良市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）の委員にオブザーバーとしての出席を求めることができる。

- 2 委員会は、必要に応じオブザーバーに意見や助言等を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。会議の傍聴に関しては、「奈良市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴に関する取扱要領」による。

- 4 会議の議事に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び旅費)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で報償費及び旅費を支払う。

(謝礼)

第9条 オブザーバーが会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(守秘義務)

第10条 委員及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(作業部会の設置)

第11条 委員会に提出する事案を調整するため、委員会に「奈良市都市計画マスタープラン策定作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置する。

- 2 作業部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワークショップへの委員派遣)

第12条 ワークショップの事務局からの要請により、会長が必要と認めたときは、ワークショップに委員を派遣することができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年12月26日から施行する。

(会議の招集)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要領の施行後初めて開かれる会議については、市長が招集する。

(廃止)

- 3 この要領は、都市計画マスタープランが策定された日限り、廃止する。